

泉佐市市第 933 号
平成 26 年 7 月 29 日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

泉佐野市長 千代松 大耕

要望に対する回答について

2014年6月3日付けで要望のありましたことについて、別添のとおり回答します。
また、懇談については、7月31日（木）の午前10時より、市役所4階の庁議室で対応いたします。

※担当事務局 市長公室市民協働課（TEL 072-463-1212 内線 2274）

要望項目

1. 職員問題について

自治体職員の非正規化、委託化、外注などにより、自治体職員が安心して本来の責務を果たす労働条件が保障されず、結果として住民の権利保障などに支障をきたす状況にあります。

特に社会保障関連職場、教育関連職場では住民のくらしやいのちに直結するため、専門性の向上は不可欠であり、本来正規職員を配置すべきです。仮に、正規職員以外の場合であっても「均等待遇」による賃金・労働条件の確保と研修の拡充により、住民の権利保障と職員の生きがいにつながるように制度構築を行うとともに、対象者に安心して助言できる職員数の確保を強く要望します。

【回答】(人事課)

職員数については、定員適正化計画に基づき、適正化に努めているところです。

今後も住民サービスの維持向上に努め、定員適正化と連動した機構改革等を実施し、適正な職員配置に努めてまいります。

職員の専門性・資質の向上については、平成18年6月に「職員研修基本方針」を策定し、人事育成に向けた取組を進めています。

2. 国民健康保険・医療について

①国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げること。保険料については、ワーキングプア世代やこどもの多い現役世代に配慮した子ども減免（こどもの均等割は0にするなど）、低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。いずれもこれら減免制度については住民の多くは知らないことを前提にしてホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ・パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。（減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。）なお、生活保護基準引き下げによる保険料減免と利用料減免での影響について具体的にお答えください。

【回答】(国保年金課)

一般会計からの繰入については、保険基盤安定分や人件費等の事務費などの基準繰入を行ない、国保特別会計においては、積極的に国や大阪府からの交付金・補助金の確保を図り、適正な財政運営に努めております。保険料率については、保険給付費が

右肩上がりで増加する中、累積繰越から段階的に財源措置しながら、少しでも長く安定した保険料率の維持をめざし、保険料率は平成 22 年度から基本的に変わらず据置きとしております。保険料を引き下げるための一般会計繰入については、いわゆる受益者負担の原則がございますので、被保険者以外の市民からご負担いただく仕組みではないため考えておりません。また、その他の繰入については、平成 14 年度以降、市財政の厳しい状況から見送らざるを得ない状況が続いております。

保険料の減免については、市独自の減免基準を定め、納付困難な世帯に対し申請による減免を行っているところであります。また、一部負担金減免については、平成 26 年 7 月から国基準に基づき実施しております。なお、保険料減免及び一部負担金減免において、生活保護基準引き下げによる影響がないよう配慮しております。

- ②「給付と収納は別」であることを徹底し、たとえ滞納をしても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は 1 年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。財産調査・差押については法令を順守し、きめ細かく面談し滞納処分をしたことによってよもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法 15 条・国税徴収法 153 条にもとずき無財産・生活困窮状態の場合はただちに滞納処分の停止を行うこと。特に生活保護受給者については大阪府 2012 年 3 月 27 日付通知にもとずきただちに滞納処分の停止を行うこと。また、昨年 11 月の鳥取県児童手当差押事件（広島高裁松江支部）判決の趣旨を理解し、預貯金に入った場合でも差押禁止財産については差し押さえないこと。

【回答】（国保年金課）

資格証明書の発行については、被保険者間の公平性の観点等から特別な事情も無く滞納を続けている世帯に対する措置としてやむを得ないものと考えます。短期被保険者証の未交付世帯については、再三にわたり、通知・電話連絡・家庭訪問等による接触を試み、交付手続きを行うよう促しております。

なお、高校生世代までの子どもに対しましては、短期被保険者証は交付しておらず通常証を交付しております。また、被保険者証が万一届いていない場合でも、医療機関からの照会で確認できれば被保険者証所持と同様の取扱いを行っております。

財産調査・差押については、その前段として、再三にわたり、通知・電話連絡・家庭訪問等による接触を試み、納付相談、適正な納付計画の指導を図っております。やむを得ない場合は法令等に基づき適正に実施いたします。

また、必要に応じて滞納処分の停止を行っており、生活保護受給者については、原則、執行停止を行っております。

- ③国や大阪府から出されているこれまでの通知は、毎年担当者が変わることを踏まえ、

必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。

【回答】（国保年金課）

国保制度につきましては過去からの制度改正を重ね非常に複雑になっておりまして、関係する法令・通達・通知等も同様に質・量ともボリュームがありますが、業務内容に関する根拠法令等をふまえ、引き続き適正な運用に努めてまいります。

- ④国保滞納者は生活困窮の場合が多々あるので、生活保護担当課とは常時連携をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報の共有もしておくこと。生活保護受給者に対しては滞納処分の停止の対象となることを生活保護担当課にも周知徹底すること。

【回答】（国保年金課）

以前から、生活支援のため、生活保護担当課をはじめ各種福祉サービス担当課や市税担当課などと連携しております。

- ⑤国民健康保険運営協議会は住民参加・住民代表の公募・全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録を作成しホームページで公開とすること。

【回答】（国保年金課）

国民健康保険運営協議会は従前から公開しており、議事録は作成次第、総務課情報公開コーナーにて公開しております。ホームページでの掲載については検討してまいります。

- ⑥2015年度「財政共同安定化事業」1円化にむけては、大阪府が一方的に算定方法を決め、大規模自治体のみが一人勝ちをし、その他の自治体が交付より拠出が大幅に上回るために保険料値上げをしなければならないという事態を絶対に起こさないよう市町村として意見をだすこと。

【回答】（国保年金課）

広域化等支援方針をはじめ府レベルの施策等への意見・要望については、従前より、直接または大阪府市長会などを通じ、大阪府へ行っております。また、大阪府特別調整交付金の交付基準については、会議やヒアリングにおいて、極端な配点や設定等について修正を要望し、改善されたものもございます。今後も必要に応じて大阪府への意見・要望を行なってまいります。

- ⑦福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填すること。

【回答】（国保年金課）

地方単独医療費助成制度については、従前より、国における必要な財源措置、全国一律の制度として早期に国において制度化すること及び地方単独医療費助成制度の実

施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額措置を直ちに廃止することを、大阪府市長会などを通じ、大阪府とともに要望しており、全国知事会、全国市長会、全国町村長会が継続して強く要望しております。従いまして、要望の趣旨的にも、また市財政の厳しい状況からも、現在一般会計からの繰入については考えておりません。

- ⑧無料低額診療事業を実施している最新の医療機関名簿を国保課等カウンターに常時配架すること。

【回答】（保健センター）

無料低額診療事業につきましては、近隣市町で実施している医療機関をホームページに掲載し周知をはかっておりますが、今後は来庁者が関係課の窓口等で見るができるように、ちらし等の設置に努めてまいります。

3. 健診について

- ①特定健診は国基準に上乘せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。

【回答】（国保年金課）

本市では、脳卒中や心筋梗塞等の虚血性心疾患が多いという特徴があるため、国基準に加えて独自項目として、貧血検査、総コレステロール検査、心電図検査を実施しており、特定健診の受診は無料となっております。平成 25 年度からは慢性腎臓病重症化予防のため血清クレアチニン検査を独自項目に加えております。

また、社団法人 泉佐野泉南医師会と委託契約を結び、本市・熊取町・田尻町の多くの医療機関で受診可能であり、保健センターのがん検診との同時実施による集団健診や休日健診、各種団体との連携による集団健診を行うなど、先進事例を参考に受診しやすい環境づくりに努めており、今後も情報収集、実施方法の検討・改善を進め、受診率向上を図ってまいります。

- ②がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

【回答】（保健センター）

健康増進法に基づき、各種がん検診を実施しておりますが、今後もさらに効果的な啓発、PR等を行っていく中で、市民の健康づくりを積極的に推進してまいります。

特定健診との同時受診については、平成 23 年度から実施し、平成 24・25 年度は 4 回と回数を増やして実施しております。平成 26 年度におきましては 7 回の同時検診の

予定となっております。今後もその効果等を検証し、実施回数や実施日等について引き続き検討してまいります。

自己負担金を徴収することについては、本市の厳しい財政状況のもと、従前どおり対応してまいりたいと考えております。

③人間ドック助成を行うこと。

【回答】（国保年金課）

人間ドック助成は以前から実施しており、利用者負担額は1人につき13,000円となっております。

④日曜健診、出張健診を積極的に行うとともに、委託事業所への補助を行うこと。

【回答】（保健センター）

がん検診の日曜健診については、従来から実施しております。平成25年度には2回、平成26年度は3回を予定しております。特定健診の日曜実施につきましては、平成25年度は2回、平成26年度は5回と回数を増やして実施の予定となっております。また、出張健診につきましては、保健センター以外で市内6か所実施しております。今後も状況を分析しながら、実施回数・場所等について検討してまいります。

4. 介護保険について

①第5期介護保険事業会計の見通しを明らかにするとともに、第6期介護保険料については、特に基準額以下の段階を国の段階よりも引き下げ×0.1や0.2などを作ること。その場合、一般会計からの繰入を行い、保険料全体で調整しないこと。また本人課税の段階についてより多段階化をし、例えば所得200万円と400万円の人が同じ保険料となるような不公平な保険料とならないように配慮すること。低所得者に対する独自の保険料減免制度を改善すること。

【回答】（高齢介護課）

第5期の介護保険事業会計の見通しですが、既に初年度から財政安定化基金の借入を行っており、非常に厳しい状況にあります。

基準額以下の段階の引き下げについては、本市の被保険者の所得状況を考えると困難であると思われます。また、一般会計からの繰入については、国の示す保険料減免の三原則にもあるように適当ではないと考えます。

第5段階以降の多段階化につきましては、本市の介護保険の運営状況、制度の指針等を踏まえ第6期計画策定のなかで検討を行っていきたいと考えております。

介護保険料の減免制度の拡充については、現時点では考えておりません。

②国庫負担割合の引上げを国に求めること

【回答】（高齢介護課）

市長会を通じ要望しております。

③直近の要支援者の訪問介護・通所介護利用者数及び実態を明らかにし、これらの利用者のサービスを第 6 期以降においても継続すること。要支援者の訪問介護・通所介護については、利用者のサービス選択権を保障し、希望するすべての利用者には既存のサービスを提供できるようにすること。「多様な主体による多様なサービス」について確保の見通しについて明らかにすること。「新しい総合事業」を実施する自治体の体制（担当課、担当職員数、委託先団体、連携先等）を明らかにすること

【回答】（高齢介護課）

平成 26 年 6 月分の実績では、要支援認定者 1,422 人中 660 人がサービス受給し、そのうち、訪問介護が 353 件、通所介護が 219 件の給付実績となっています。

事業の実施方法や体制については、現時点では国のガイドラインが示されていないなど詳細が不明であり、今後検討していきたいと考えております。

④利用者負担割合を引上げないこと。国負担で低所得者の介護保険利用料軽減を行うよう求めるとともに、補足給付の対象に資産要件を盛り込まないよう国にもとめること。国が制度化するまでは市町村として独自減免を行うこと。

【回答】（高齢介護課）

一定以上所得者の利用負担の見直しについては、法に従わざるを得ないと考えます。低所得者の利用料軽減については、社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度を実施しているところですが、同制度だけでなく抜本的な見直しを行うよう、市長会を通じ要望しております。

補足給付の資産要件については、今後、公平性等の観点から課題があれば、要望を検討してまいりたいと考えております。

市町村独自の減免については、現時点では困難であると考えております。

⑤行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど施設・居住系サービスを大幅に拡充すること。大阪府に対してサービス付き高齢者向け住宅をはじめ、府内で急増している高齢者住宅について実態を把握して、悪質なものについてはきびしく規制するよう要請すること。

【回答】（高齢介護課）

施設整備については、第 5 期において、地域密着型特別養護老人ホーム（1 施設定員 29 人）の整備を行っているところです。今後も待機者の状況や給付サービス費とのバランスを考えながら慎重に検討してまいりたいと思っております。

高齢者住宅については、入居者のサービス利用の観点から広域福祉課と連携し、必要に応じ状況把握に努めます。

- ⑥不当にサービスを制限する「ローカルルール」を解消し、必要な援助ができるようにすること。

【回答】（高齢介護課）

被保険者の自立支援に向けたケアプランが作成されていることを確認しており、必要なサービスを不当に制限するものではありません。

- ⑦第 6 期介護保険事業計画策定に当たっては「日常生活圏域部会」を設置し、中学校区ごとの調査を踏まえて日常圏域ごとの計画を策定すること。また、地域包括支援センターも日常生活圏域に 1 カ所設置すること。

【回答】（高齢介護課）

日常生活圏域によるニーズ調査については、生活圏域ごとに抽出により調査中であり、その結果を踏まえ計画策定していきたいと考えております。

「日常生活圏域部会」の設置については、現在のところ考えておりません。

現在、地域包括支援センターは基幹型 1 ケ所の設置となっておりますが、各生活圏域（5 ケ所）にランチを設置し、身近な相談窓口として活用いただいております。

5. 障害者の 65 歳問題について

- ①介護保険第 1 号被保険者となった障害者に対し、一律に介護保険サービスを優先することなく厚生労働省通知（平成 19 年 3 月 28 日付）をふまえ、本人のニーズや状況を踏まえた柔軟な支給決定を行なうこと。

【回答】（障害福祉総務課）

自立支援給付と介護保険制度との適用関係等の基本的な考え方については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成 19 年 3 月 28 日）（障企発第 0328002 号／障障発第 0328002 号）（各都道府県障害保健福祉主管部（局）長あて厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長、障害福祉課長通知）に基づき、個別のケースに応じて、申請者が必要としている支援内容を、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る保険給付を受けることが可能か否か等について、具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携し、適切な支給決定となるよう今後とも判断してまいります。

②64歳までの障害者サービス利用時と同様に住民税非課税世帯には利用料無料とすること。

【回答】(障害福祉総務課)

①の要否を判断した結果、介護保険サービスに係る保険給付を受けることとなる方については、介護保険制度のなかでの対応となります。

6. 生活保護について

①ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりに配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。

【回答】(生活福祉課)

正規職員で国の基準を満たすよう引き続き努力してまいります。

ケースワーカーに対する研修については、市職員全員が2回以上実施される人権研修をはじめ、外部講師を招いての、他法・他施策等の研修を行うなど、スキルアップに努めています。また、新任のケースワーカーについては、府等が実施する研修に積極的に参加するようにしているとともに、ベテラン職員が担当を決めて指導に当たるなどの工夫も今年度より取り組んでいます。

申請者に対しては、法で定められている権利を侵害することのないよう安心して相談できるように努めています。

②自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)。

【回答】(生活福祉課)

生活保護の「しおり」や申請書等申請に必要な書類はカウンターに常時置いております。また「しおり」は、できるだけわかりやすい内容にするようにしており、また随時見直しをしております。

③申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の間を確保すること。

【回答】(生活福祉課)

申請時において、法令に違反した助言や指導は行っておりません。また、就労指導については、主治医や嘱託医の意見を十分に踏まえ、本人の稼働能力やこれまでの職

歴等勘案し、本人の意に反しての強制的な就労指導は実施しておりません。

- ④通院や就職活動などのための移送費（交通費）を法令通り支給すること。移送費については「しおり」「手引き」に明記すること。

【回答】（生活福祉課）

これまで通り法令にもとづき支給してまいります。また、「しおり」等を通じて制度の周知に努めてまいります。

- ⑤国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。以上のことを実施し生活保護利用者の医療権を保証すること。西成区のような「通院医療機関等確認制度」は導入せず、健康悪化を招く事態をつくらないこと。

【回答】（生活福祉課）

医療扶助については、国の統一の基準で運営されることになっており、泉佐野市単独での「医療証」などの発行は困難であります。そのことも含め市長会を通じて、生活保護制度については、国の責任において実施するよう要望してまいります。

また、緊急時においては、連絡をいただけましたら、福祉事務所から直接医療機関に受診の連絡をし、速やかに対応するように努めております。

医療機関の受診については、受給者と協議の上、本人の病状等十分勘案し、決定しており、福祉事務所が一方向的に医療機関を指定することはありません。

- ⑥自動車の保有を認めること。枚方生活保護自動車保有訴訟の判決内容を実施機関に徹底すること。

【回答】（生活福祉課）

これまでどおり、自動車の保有については、特段の事情がある場合は、国から示された要件に基づき、個別に相談させていただきます。

- ⑦警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

【回答】（生活福祉課）

泉佐野市では、これまで生活保護の運営が円滑に実施できるよう、必要な経験や資格をもった職員を雇用してきたところであり、今後もその方針で行ってまいります。

- ⑧介護扶助の自弁を強要しないこと。ケースワーカーがケアプランへの不当な介入を行ったり指導をしないこと。

【回答】（生活福祉課）

本市では、介護扶助の自弁を強制したことはありません。また、ケースワーカーがケアプランの作成に介入することはありません。今後も法令通り、介護扶助を適正に実施してまいります。

7. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

①こども医療費助成制度は、2013年4月段階で1) 全国1742自治体中984自治体(56.4%)が完全無料、2) 1349自治体(77.4%)が所得制限なし、3) 831自治体(47.7%)が通院中学校卒業まで、155自治体(8.9%)が高校卒業までであり、現時点ではさらに進んでいることが予想される。一方、大阪ではこの3要件を全てクリアしている自治体は1つもなく、全国最低レベルである。一刻も早く、外来・入院とも中学卒業まで、現物給付で所得制限なし、無料制度とすること。さらに大阪府に対して全国並み(通院中学校卒業まで・完全無料・一部負担無し)拡充をすすめるよう強く要望すること。

【回答】(子育て支援課)

本市における「こども医療費助成制度」について、通院助成につきましては、平成24年1月に対象年齢を4歳未満から就学前に引き上げ、また、入院助成につきましては、本年4月より、中学校卒業年度末までに引き上げを行ったところであります。

これまでも大阪府に対しましては、市長会等を通じ、市町村への補助制度の拡充について要望してきた経緯がありますが、本年2月府議会本会議で知事が今年度中に検討し、27年4月から実施する方針を示されており、今後も引き続き制度拡充を強く要望するとともに、大阪府の方針や近隣自治体の動向及び本市の財政状況等を考慮しながら、通院助成の対象年齢の引き上げについて検討してまいります。

②妊婦検診を全国並み(14回、11万円程度)の補助とすること。

【回答】(保健センター)

妊婦健診の補助額につきましては、平成26年度から増額し81,590円としております。

妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる状況を確認するために、公費負担の充実は切実な問題であると認識しておりますので、今後も財政状況や近隣各市町の状況を念頭に置きながら、更なる拡充に努めてまいります。

③就学援助の適用条件については生活保護基準1.3倍以上とし所得でみることに。通年手続きが学校以外でもできるようにすること。第1回支給月は出費のかさむ4月にでき

るだけ近い月とするために保育料と同様に年末調整や確定申告書の写しを使い、年明け早々からの申請とすること。昨年 8 月、今年 4 月の生活保護基準引下げがどのように影響したかについて具体的な数値で説明すること。また、影響が出ないようにどのような対策をとったのか明らかにすること。

【回答】(学校教育課)

現在の泉佐野市就学援助制度の状況は次のとおりです。

- 1 就学援助を受けることができるのは、前年中の総所得金額が、生活保護基準額以下(1.0倍以下)の世帯です。
- 2 手続きは、泉佐野市教育委員会で行っています。学校では行っていません。
- 3 年度当初の申請受付期間を5月末日までとしていることと、審査期間が必要なこと、また、通知に関する手続き等に一定の期間が必要なため、第1回の支給月は、8月となっています。
- 4 平成26年3月の教育委員会議で、【泉佐野市就学援助費支給要綱の一部改正】について承認を得て、これまで「児童・生徒と生計を一にする者全員の前年度の合計所得金額が、生活保護基準の1.0倍以下である者」となっていたところを、「平成24年12月末日現在の生活保護基準の1.0倍以下である者」と変更いたしました。
- 5 生活扶助基準見直し後の基準をもとに、平成25年度就学援助認定者をモデルケースとして試算した結果、認定から非認定になるケースがありませんでした。

④子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」「一人親世帯家賃補助」など多彩な家賃補助の制度化を図ること。

【回答】(都市計画課)

本市におきましては、平成22年からの5ヶ年計画として「泉佐野市次世代育成支援行動計画[後期計画]」を策定し、子育て支援の充実に努めております。同計画における住宅政策といたしましては、市営住宅の整備・充実や快適な住環境づくりの促進等により「良質な住宅の確保」を図ることを定め、取り組んでいるところでございますが、家賃補助につきましては実施しておりません。財政状況の非常に厳しい本市におきましては、家賃補助に限らず新たな補助金の創設は非常に困難な状況にあると言わざるを得ません。

また、自治体活性化のため、いわゆる若い世代の人口増を図るための同家賃補助施策につきましては、「家賃補助の実施による増加人口は非常に小さい」という考察もあることから、人口増を図る施策としての効果等について今後研究を続けて参りたいと考えております。

⑤独自の「こども手当」など現金支給制度を実施し、子育て世代の生活支援を行うこ

と。

【回答】（子育て支援課）

財政状況の厳しい本市におきまして、子育て世帯への経済的支援策は、優先的にはまず、こども医療費助成制度の更なる充実に向け取り組んでいきたいと考えており、市独自の「こども手当」等の現金支給制度の実施を含めた子育て世代の生活支援の在り方について、近隣自治体の動向も踏まえ、今後、研究・検討してまいります。

⑥中学校給食は自校式・完全給食・全員喫食とすること。

【回答】（教育総務課）

本市では、平成27年4月からセンター（共同調理場）方式、完全給食、全員喫食の形式での中学校給食の実施に向け、現在鋭意準備を進めています。

中学校給食の導入にあたっては、調理場の整備方法や運営方法など様々な方向から検討を重ね、貴協議会の要望である自校方式についても検討しました。自校方式は、作りたての温かい給食を提供できることや調理員と生徒のコミュニケーションが取り易いなどのメリットがあります。しかし、その半面センター方式に比べて調理場整備に係る初期投資費用いわゆるイニシャルコスト、その後の保守・管理に係る費用いわゆるランニングコストがかかります。また、より多くの人員が必要となることから、人件費についてもコスト高となるなどデメリットもあります。さらに、自校方式を導入するには校舎に隣接しかつ食材の搬入のために道路から入りやすい場所に調理場を建設する必要があります。そして、高い衛生基準を満たす施設を整備するには広い敷地が必要となりますが、学校によっては様々な制約があり、財政的な負担だけでなく、多くの問題がありました。

これらのことを踏まえ、また本市財政状況等も勘案したうえで、本市としては自校方式ではなくセンター方式で実施することとしました。

平成27年4月開設の中学校給食センターにおいては、学力や体力をはじめとする中学生の成長の源となる食の充実をめざし、現在の学校給食センター同様、児童生徒への栄養バランスのとれた安全・安心でおいしい給食の提供に努めてまいります。また、学校給食を生きた教材として食育の充実にもつなげていきたいと思っておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

⑦ここ10年間の人口流入・流出についての動向とその原因分析、さらに少子化対策、現役世代の定着のためにどのような施策を展開しているのかについてお知らせいただきたい。

【回答】（政策推進課）

本市の人口は全国的な傾向と同様、ここ数年微減が続いていましたが、平成26年に入ってから横ばいとなっております。今後も高齢者の増加、出生数の減少による自

然減はありますが、こどもの医療費助成、三世代同居世帯への補助などの制度の充実と、定住促進事業として市の魅力や情報を発信するパンフレットの作成等で人口増を図ってまいります。